

多治見市耐震改修促進計画

平成 2 0 年 3 月 策定

平成 2 8 年 3 月 改定

平成 2 9 年 3 月 改定

平成 3 0 年 4 月 改定

令和 3 年 4 月 改定

目 次

はじめに

1	計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
2	岐阜県震災対策検証委員会の提言	1
第1	想定される地震の規模、想定される被害状況	2
第2	建築物の耐震化に係る目標	
1	建築物の耐震化の現状	3
(1)	住宅の耐震化の現状	
(2)	特定建築物の耐震化の現状	
2	建築物の耐震化の目標	7
3	公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	9
(1)	市有施設における耐震化	
第3	建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1	役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	11
(1)	市民・事業者（建築物の所有者）の役割	
(2)	市の役割	
2	実施する事業の方針	12
(1)	事業の考え方	
(2)	実施する事業	
3	重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	12
(1)	重点的に耐震化を図る地域	
(2)	地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3)	重点的に耐震化を図る建築物	
(4)	より重点的に耐震化を図る建築物	
4	本計画における重点的な取組み	13
5	「命」を守るための多様な取組みの推進	13
第4	建築物の耐震化を促進する施策	
1	施策を推進するための体制	14
2	安心して耐震化が行える環境整備	14
(1)	多治見市建築物等耐震化促進事業	
3	耐震化に関する啓発及び知識の普及	15
(1)	相談体制の整備	
(2)	情報提供の充実	
4	地震時の建築物の総合的な安全対策	17
(1)	地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2)	地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5	指導・勧告又は命令等に関する事項	
1	建築基準法による勧告又は命令	18
2	所管行政庁との連携	

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

多治見市では、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成 20 年 3 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条の規定により、岐阜県耐震改修促進計画に基づき「多治見市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

令和 3 年 3 月をもって本計画の計画期間は終了するものの、本市における建築物の耐震化率は、計画目標に達しておらず、引き続き建築物の耐震化を促進する必要があるため、岐阜県耐震改修促進計画の改定に合わせて、本計画の改定を行うものです。

なお、本計画は、「多治見市国土強靱化地域計画」及び「多治見市地域防災計画」と調和を図り、市の地震防災対策の一環となるものです。

2 岐阜県震災対策検証委員会の提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが認識されました。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模地震が発生した場合に教訓とするべき事項の検証を目的に「岐阜県震災対策検証委員会」が組織され、防災体制・防災対策の総点検が行われました。

建築物の耐震化については、「耐震化分科会」で検証・検討が行われ、これまでの取組みには一定の評価を与えつつ、建築物の更なる耐震化促進に向けた取組みの強化や、耐震化を最終目標とした「命を守るための多様な取組みの推進」などについて検討が行われ、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされました。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【県・市町村・建物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【県・市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【県・市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【県・市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進【県・市町村】

※【 】は特に連携を図るべき事業主体

第 1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度が高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきました。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けました。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっています。

平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」では、表 1－1 のとおり市内において大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な 7 つの活断層による内陸直下型地震（揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層帯地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定しています。

表 1－1 多治見市で想定される地震の規模

想定地震\地震の規模	最大震度	P L 値 (液状化指数)	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフの巨大地震★	5.83（震度 6 弱）	24.92	1,201	3,778
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	5.53（震度 6 弱）	13.12	497	1,830
長良川上流断層帯地震（北側震源）	5.33（震度 5 強）	10.88	422	1,114
長良川上流断層帯地震（南側震源）	4.75（震度 5 弱）	0.00	0	6
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	6.25（震度 6 強）	18.70	2,694	6,597
阿寺断層系地震（北側震源）	5.18（震度 5 強）	6.82	208	533
阿寺断層系地震（南側震源）★	4.91（震度 5 弱）	0.72	6	47
跡津川断層帯地震★	4.96（震度 5 弱）	1.67	50	128
養老-桑名-四日市断層帯地震★	5.52（震度 6 弱）	11.74	376	1,000
高山・大原断層帯地震（北側震源）★	4.91（震度 5 弱）	3.52	32	78

※ 1 P L 値（液状化指数） PL 値＞15：液状化の可能性が高い 5<PL≤15：液状化の可能性はある

★平成 23～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29～30 年度実施の調査による。

[出典：平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版]

[出典：平成 30 年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査 概要版]

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が行われ、昭和56年6月1日に新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」といいます。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとします。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。
「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。
「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)
「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると表2-1のとおりです。

表2-1 建築年代別住宅数

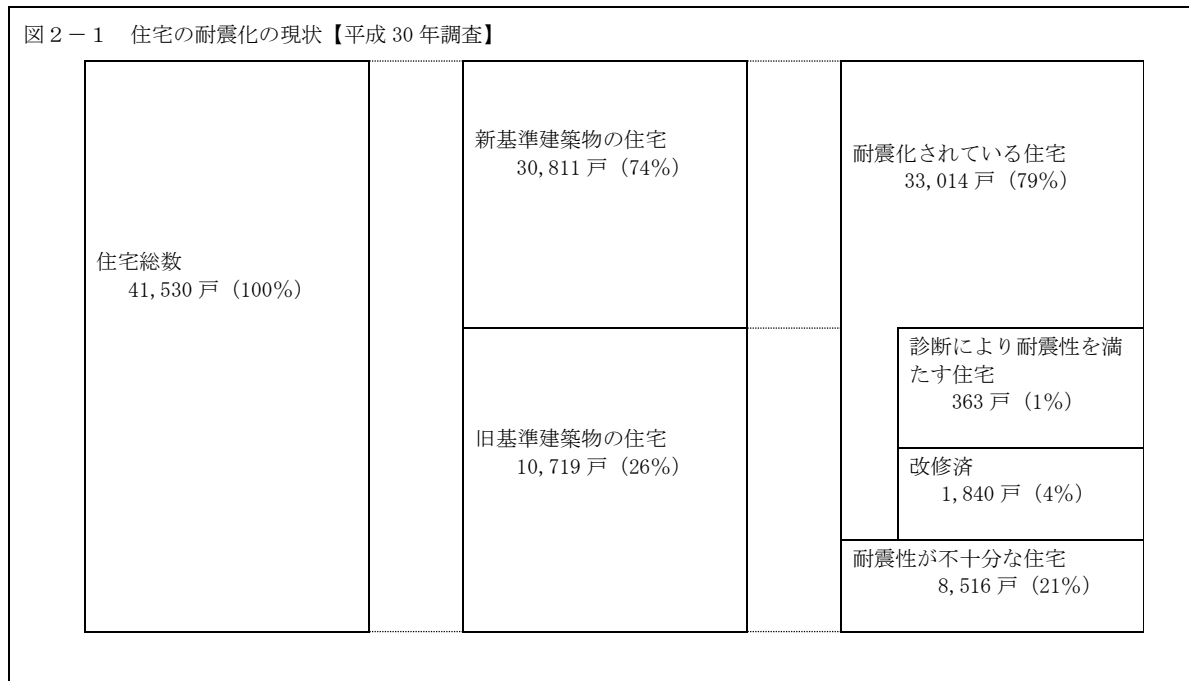
(単位：戸)

年代別 住宅数 建築年		H5 年調査		H10 年調査		H15 年調査		H20 年調査		H25 年調査		H30 年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	S35 年以前	4, 313	12. 4	4, 221	11. 2	4, 050	10. 1	2, 780	6. 9	2, 410	5. 8	3, 970	9. 5
	S36 年～45 年	4, 355	12. 6	5, 070	13. 5	4, 000	10. 0	3, 510	8. 8	3, 350	8. 0		
	S46 年～55 年	10, 090	29. 1	8, 169	21. 7	7, 449	18. 6	7, 280	18. 2	6, 300	15. 1	6, 220	15. 0
	不 詳	—	—	—	—	—	—	—	—	233	0. 6	529	1. 3
	計	18, 758	54. 1	17, 460	46. 4	15, 499	38. 7	13, 570	33. 9	12, 293	29. 5	10, 719	25. 8
新 基 準	S56 年～60 年	6, 593	19. 0	5, 542	14. 7	5, 684	14. 2	10, 110	25. 2	9, 350	22. 4	9, 300	22. 4
	S61 年～H2 年	6, 062	17. 5	5, 116	13. 6	5, 465	13. 7						
	H3 年～7 年	3, 077	8. 9	6, 102	16. 2	5, 628	14. 1	5, 380	13. 4	6, 820	16. 4	8, 680	20. 9
	H8 年～12 年	—	—	3, 337	8. 9	6, 117	15. 3	5, 290	13. 2	4, 220	10. 1		
	H13 年～17 年	—	—	—	—	1, 347	3. 4	3, 930	9. 8	4, 010	9. 6	7, 580	18. 2
	H18 年～20 年	—	—	—	—	—	—	1, 300	3. 2	2, 960	7. 1		
	H21 年～22 年	—	—	—	—	—	—	—	—	1, 490	3. 6		
	H23 年～25 年	—	—	—	—	—	—	—	—				
	H26 年～30 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3, 730	9. 0	
	不 詳	170	0. 5	107	0. 2	261	0. 6	530	1. 3	557			1. 3
	計	15, 902	45. 9	20, 204	53. 6	24, 502	61. 3	26, 540	66. 1	29, 407	70. 5	30, 811	74. 2
合 計		34, 660	100. 0	37, 664	100. 0	40, 001	100. 0	40, 110	100. 0	41, 700	100. 0	41, 530	100. 0
耐震改修を行った住宅		未調査				380	—	1, 120	—	1, 650	—	1, 840	—

※ H25年調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

本市における住宅の耐震化率の現状については、平成 30 年 住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が 30,811 戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は約 1,840 戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果の推計より約 363 戸であることから、多治見市内の住宅総数約 41,530 戸のうち約 33,014 戸が「耐震化されている住宅」と推計できます。

図 2-1 住宅の耐震化の現状【平成 30 年調査】



(2) 特定建築物の耐震化の現状

法では、一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表 2-2 のとおりです。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の 1 号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表 2-3 のとおりです。

表 2-2 特定建築物一覧

号	N0	用 途	特定建築物の規模要件
1 号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	4	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	6	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	7	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	8	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	9	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	10	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	12	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	17	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	18	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 7 条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表 2－3 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

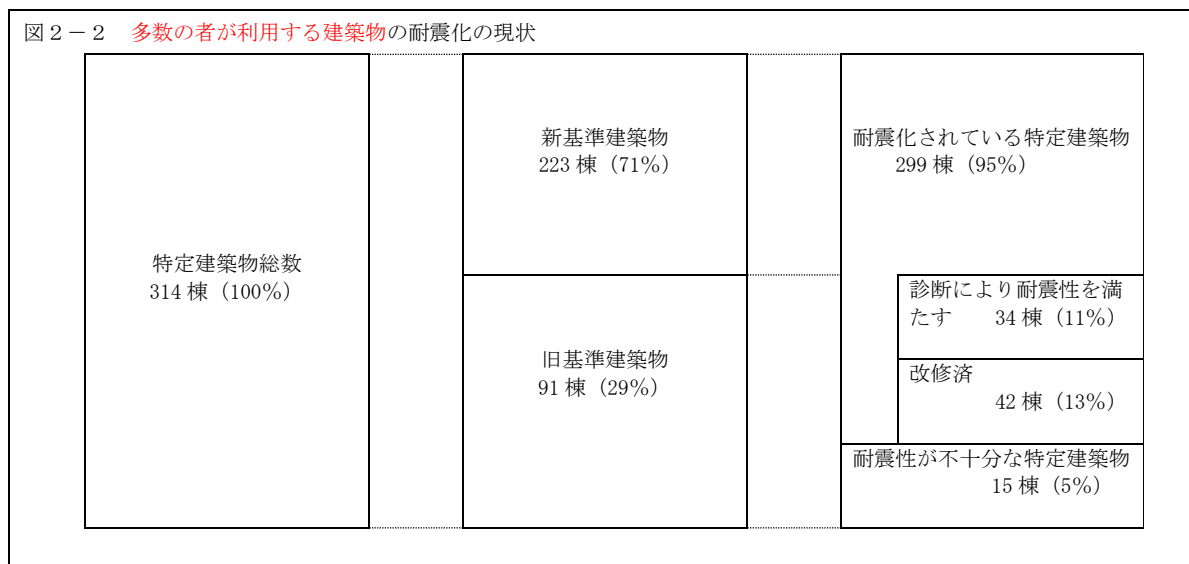
耐震化の現状 特定建築物の種類	耐震化の現状					耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済み D	耐震性を満たす E		
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	314	223	91	42	34	299	95%

注) A～D は実数値 E は推計値

※ 棟数は、令和 3 年 2 月現在の特定建築物台帳による

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が 223 棟（71%）、「旧基準建築物」91 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 42 棟（13%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 34 棟（11%）であることから、「耐震化されている建築物」は 299 棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数 314 棟のうち 95%が耐震化されていると推計できます（図 2－2）

図 2－2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成 16 年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。また、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられます。

建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であるため、市民の安全・安心の確保、地震被害の軽減を図るには、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進します。

国の基本方針（抜粋）

平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会（国土交通省）

同研究会とりまとめ（令和 2 年 5 月）より抜粋

住宅の耐震化率の目標

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

<第3期計画における目標>

令和 7 年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの本市の取り組み、県の耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和 7 年までに 95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和 7 年までに 97%にすることを目標とします。

住宅の耐震化率 95%を達成するため、平成 30 年から令和 7 年までの間に住宅は約 6,452 戸の耐震化が必要です。多数の者が利用する建築物の耐震化率 97%を達成するため、平成 30 年から令和 7 年までの間に 6 棟の耐震化が必要です。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。（図 2－3、図 2－4）

図 2－3 住宅の耐震化の目標（令和 7 年）

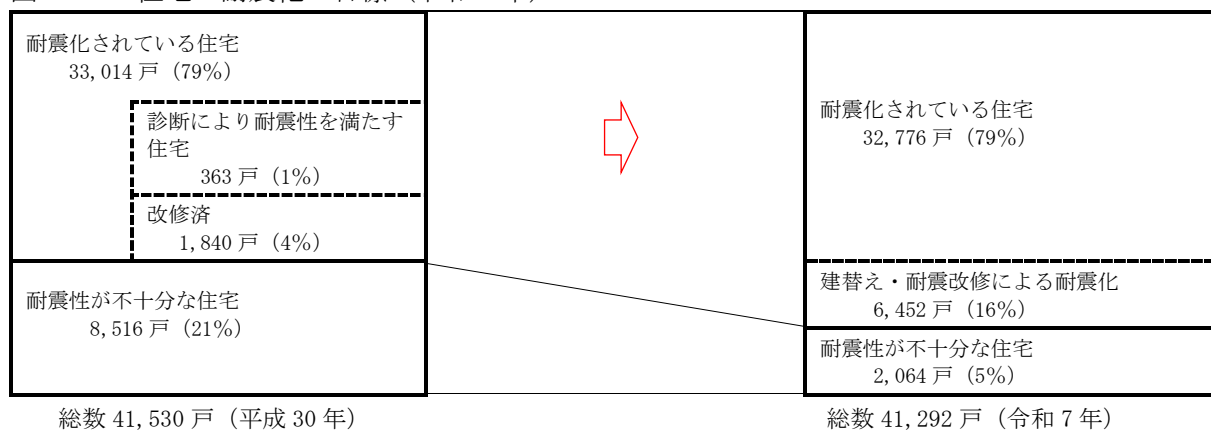
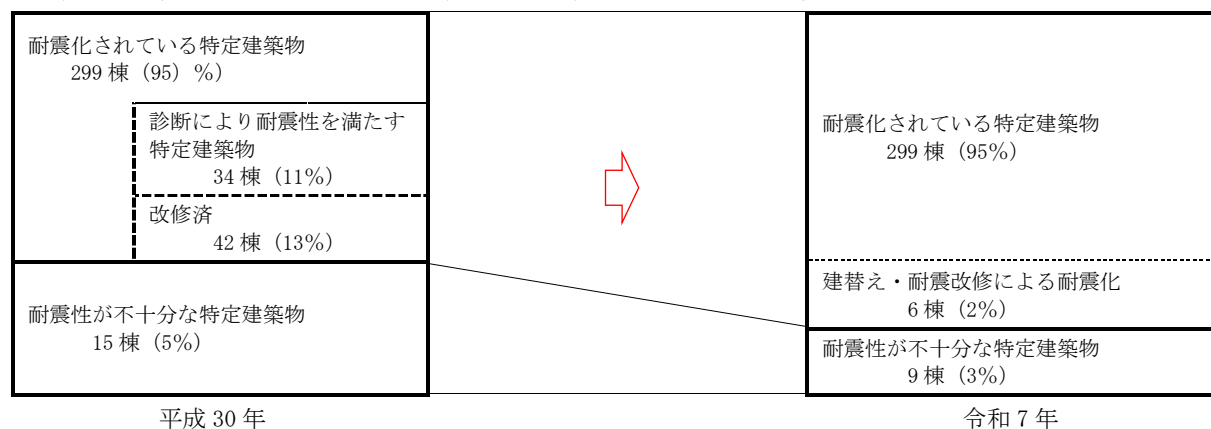


図 2－4 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（令和 7 年）

※新築・除却を勘案して、令和 2 年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。



3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動拠点、消防は救急・消防活動拠点、学校は避難所となるなど、多くの公共施設は防災拠点として活用されます。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災直後の応急対応、復旧活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要です。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設、民間施設を問わず、庁舎や消防、病院等の防災拠点施設や避難所が津波や揺れによる損傷を受け、使用不能となりました。平成 28 年に発生した熊本地震では、庁舎の損傷により建物内に立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもありました。

公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や倒壊危険度を考慮し優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めるとともに、民間施設については、所有者による早期の耐震性確保を促します。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設については、小中学校施設、消防署、市庁舎、病院など災害時に拠点となる施設を優先して耐震改修工事を実施しており、概ねの施設において耐震化を完了しています。今後は、非構造部材の耐震化を行う必要があります。

なお、令和 3 年 2 月における市有施設（木造及びコンクリートブロック造以外の構造で延べ面積が 200 m²以上かつ居室を有する建築物に限る。）の耐震化の状況は、表 2－4 のとおりです。

表 2－4 市有施設の耐震化の現状について

(単位：棟)

		S57 以降 棟数	S56 以前 棟数	耐震化状況					耐震性 なし	耐震化状況			不明
				耐震性 あり	補強不要	対応済	補強工事	解体・ 使用中止		未対応	耐震補強 実施中	補強予定	
市長 部局	庁舎	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	消防	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	病院	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市営住宅	7	5 9	4 6	4 6	0	0	0	1 3	0	0	0	1 3
	その他	5 1	2 7	2 1	9	1 2	1 2	0	6	3	0	0	3
教育 委員 会	学校	5 3	4 2	4 2	1 0	3 2	3 2	0	0	0	0	0	0
	学校以外	3	3	1	1	0	0	0	2	1	0	0	1
合 計		1 1 8	1 3 4	1 1 3	6 7	4 6	4 6	0	2 1	4	0	0	1 7

イ 耐震診断結果の公表

市有施設については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行います。

ウ 耐震化の目標

市有施設の耐震性確保については、法により特定建築物の所有者としての責務に加え、特定建築物以外の市有施設についても施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、早期に実施する必要があります。

施設の将来的な利用方針や財政事情を勘案し、非構造部材の耐震化の推進、老朽化した施設の廃止・解体を進めます。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで本市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきました。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、行政が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方、行政が担うべき公助の考え方を基に協働・連携することが必要です。

市民、事業者、行政が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進します。

(1) 市民・事業者（建築物の所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努めます。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

(2) 市の役割

- ・市は国の基本指針や岐阜県耐震改修促進計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定めます。
- ・市は県と連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、市は普及啓発重点地区を設定し、地域の実情に応じた効果的な普及啓発に努めます。
- ・市は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組みます。
- ・市は県と連携して、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。
- ・市は県と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めます。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要です。市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の啓発に積極的に取り組みます。また、建築物の所有者が耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の拡充に努めます。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施します。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して行うものであることから、基本的には所有者の責任において実施されるべきものです。しかしながら、耐震化は、建築物の被害の軽減、避難路や輸送路の確保、仮設住宅の建設の縮減など、震災後早期の復旧・復興に寄与します。耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断を行った結果、耐震性が不十分であることが判明した建築物について耐震化を促進する事業を実施します。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ります。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

当市は、南海トラフの巨大地震や内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、また、想定される地震の他にも市内に活断層が存在することから、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とします。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時に、救急や消防活動、避難者への支援物資の輸送等の災害応急を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があります。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っています。

岐阜県耐震改修促進計画では、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路を法第5条第3項第3号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」としています。また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路を法第5条第3項第2号に基づく道路として指定しており、多治見市には、第1次、第2次の緊急輸送道路及び法第5条第3項第2号の指定を受けた道路があります。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）、危険物を取り扱う建築物（2号特定建築物）、倒壊した場合に道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げる恐れのある建築物（3号特定建築物）及び過去の地震において被害が集中した既存耐震不適格建築物である木造住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

（４）より重点的に耐震化を図る建築物

法附則第３条の要緊急安全確認大規模建築物及び同法第７条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時における人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮して「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

４ 本計画における重点的な取組み

これまでの計画期間内においては、耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、啓発や補助を実施し、住宅、建築物とも幅広く施策を展開してきました。そのため、当初計画策定時に比べ、耐震診断の実施が進み、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあります。

改定計画では、表４－１のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「改修」への取組を強化することとします。

表４－１ 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（３ 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物※１	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※２ ・木造住宅 ・市有施設	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物※３ ・防災拠点施設※４ ・緊急輸送道路沿道建築物※４	所有者向け	改修

※１ 全ての既存耐震不適格建築物

※２ １号～３号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※３ 要緊急安全確認大規模建築物

※４ 要安全確認計画記載建築物

５ 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震（極めて稀に発生する地震）において建築物が倒壊しないことを要求しており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要です。

しかしながら、旧基準の木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的な理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要です。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守るという視点から、耐震シェルターなど、耐震補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要です。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、県下一丸となって建築物の耐震化に取り組みます。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者が耐震化を行いやすい環境を整えるため、負担軽減のための補助事業の実施や拡充に努めます。

(1) 多治見市建築物等耐震化促進事業

ア 建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働し補助を実施しており、今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修工事に対する補助を継続・拡充します。

《耐震診断》

平成14年度から旧基準の木造住宅を対象として、耐震診断に対する補助を開始。平成18年度からは全ての旧基準建築物に補助対象を拡大。

平成20年度からは、旧基準の木造住宅の耐震診断を市の委託事業として所有者負担を無くし、専門家の耐震診断に加え概算補強工事費等の耐震補強のアドバイスを開始。

《耐震化のための計画策定》

平成30年度から旧基準の特定建築物等を対象として、耐震改修（建替えを含む）のための計画策定に対する補助を開始。

《耐震改修工事》

平成16年度から旧基準の木造住宅を対象として、耐震改修工事に対する補助を開始。平成21年度から補助対象を拡大し、一定の要件に該当する住宅の簡易補強工事についても補助対象に追加。

平成30年度からは、旧基準の特定建築物等を対象として、耐震改修工事（建替え、除却を含む）に対する補助を開始。

《木造住宅除却工事》

令和3年度からは、旧基準の木造住宅を対象として、除却工事を実施する者に対する補助を開始。

イ 建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表４－２のとおりです。

表４－２ 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

種類 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
木造住宅耐震診断補助事業	20	16	16	24	13	13	121	71	45	61
木造住宅耐震補強工事費補助	—※１	—	0	3	1	2	1	4	0	10
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	0	3	0	1	0	0

種類 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
木造住宅耐震診断補助事業	47	82	49	31	57	45	27	24	48	810
木造住宅耐震補強工事費補助	6	9	13	3	4	7	4	3	3	73
建築物耐震診断事業費補助	1	0	3	0	0	0	1	1	0	10

※１ 「—」は事業を未実施

３ 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要です。市民・事業者に対して、防災意識の向上を図るとともに耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき建築物の耐震化の必要性・重要性の啓発に積極的に取り組みます。

(１) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行うため、診断・改修に関する適切な知識を有する「岐阜県木造住宅耐震相談士」(以下「相談士」という。)を活用します。

相談士は、「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成し登録を行っています。相談士名簿については、市窓口において閲覧できます。また、相談士の制度について、市ホームページや無料相談会等で周知を図ります。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、市開発指導課において建築相談窓口を設置し、地震対策をはじめとした建築物に係る市民からの相談に応じています。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においては、建築相談窓口として市民の相談に対応しています。今後も、耐震化に係る技術、補助制度、建築物の地震対策について、市民の相談に積極的に対応します。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家による木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催します。

エ 建築物の耐震診断・耐震改修に係る講座

建築物の耐震化の普及・啓発、各種補助制度の相談に対応するため、おとどけセミナーを開催します。

オ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進します。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化についての周知、啓発に取り組んできました。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する各種補助制度の情報提供を行い、耐震化を推進します。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的です。リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう周知を図ります。

イ 各種広報媒体を活用した周知

広報誌、コミュニティーFM、市ホームページ等を活用し、広く市民に対し補助制度の周知、耐震化を啓発します。

ウ 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要です。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時から地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市は地域の取り組みを支援する施策を講じます。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、個別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知を図り、地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行います。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

このため、旧基準建築物が密集している住宅団地を普及啓発重点地区とし、効率的な普及啓発活動を行います。

カ 地震ハザードマップ等の作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の活用が有効です。

市では、小学校区別に震度分布を示した揺れやすさマップ及び全壊する建物割合を予測した危険度マップ、市域を2分した地図に液状化の危険度を示した液状化危険度マップ、建物倒壊による重傷者数を予測した人的災害マップ、地震による出火棟数を予測した火災被害マップを作成し公表しています。

キ 建築物の地震に対する安全性の認定

耐震改修を行った住宅については、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できます。

市の耐震化補助制度を活用し耐震改修工事を実施した住宅の所有者には、耐震改修済の表示シールを配布し、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図ります。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊、窓ガラス・天井・外壁等の落下、エレベーターの閉じ込め、エスカレーターの脱落、給湯設備や家具の転倒などに対する対策の必要性が指摘されています。県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、防災拠点施設については被災時において速やかに建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策に加え電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実について、施設所有者に対し普及啓発を行います。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、建築物の損傷は軽微であっても地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地が被害を受けたことにより使用できなくなった建築物が多くありました。市内の住宅団地について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行い、その結果については県のホームページ等で公表しております。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施を検討します。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、「多治見市液状化危険度マップ」を活用し、きめ細やかな周知に取り組みます。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行います。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築基準法による勧告又は命令

既存耐震不適格建築物について、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するため、必要に応じ立入調査を実施し建築基準法の規定に基づく勧告・命令を行います。

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、所管行政庁との連携を図り、効果的な指導等を行う必要があります。

所管行政庁である県と具体的な取組方法について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めます。